

倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務仕様書

1 概要

倉敷市（以下「本市」という。）が委託する「倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務委託」に関する業務一式（以下「本業務」という。）

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日（月）まで

3 目的

岡山県外に在住する移住を検討している方（以下「移住検討者」という。）のうち、主に子育て世代（20～40代）をターゲットに、インスタグラムの機能や特性を最大限に活用して本市の魅力アピールし、本市への移住を検討する動機づけとなるような効果的な情報発信等を行うことで、本市への移住促進を図る。

4 業務概要

委託業務では、次のことを行うものとする。

(1) アカウントの運営

①運営するアカウントは次のとおりとする。

ア. アカウント名称 「kurashiki_de_kurasu」

くらしきで暮らす【倉敷市くらしき移住定住推進室公式】

イ. アドレス https://www.instagram.com/kurashiki_de_kurasu

②アカウントの運営期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

③アカウント運営にあたり、次の内容を遵守すること。

ア. プロフィール欄は、投稿のコンセプトや閲覧者へのメッセージを分かりやすく説明すること。

イ. アイコンは、現行のものを継続して使用すること想定しているが、提案内容によってはこの限りではない。

ウ. 投稿記事へのコメントやDMへの対応は、可能な限り受託者で行うこと。ただし、受託者で対応が困難な内容については、本市と協議のうえに対応することとする。

エ. セキュリティについて、管理体制を徹底すること。トラブルが発生した場合は、ただちに適切な処理を行うとともに、本市へ報告を行うこと。また、本業務で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。

④アカウントのトップに表示される過去の投稿フィード一覧に統一感が感じられるような全体構成にすること。(ただし、委託契約締結日以前の投稿のものは除く。)

(2) 記事投稿業務

受託者は、次のとおり記事の投稿業務を行うこと。

①記事の作成等

ア. 記事の企画・取材・執筆・撮影等はすべて受託者で行うこと。

イ. 投稿する記事の内容は、住まいとしての倉敷の魅力や暮らしの中での住みやすさなど、倉敷での暮らしを想起させ、移住の動機づけとなるものであること。

ウ. 投稿内容は、静止画・イラスト・動画等の種類は問わないが、インスタグラムのアルゴリズムの動向を捉え、より多くのユーザーにリーチできるよう創意工夫を行うこと。

エ. 移住に関するイベントの告知等、委託者から投稿内容を指定する場合があるため、臨機応変に対応すること。

オ. リポストについては、撮影投稿者への許可を得た上で使用することを可能とする。

カ. 投稿する画像及び記事の内容に関する必要な調整及び許認可等の諸手続きは、受託者で行うこと。ただし、受託者と本市で協議を行い、本市が協力することで円滑に業務が実施できると本市が判断した場合はこの限りではない。

キ. 統計データ等を含む内容を投稿する場合、最新の情報を調査し掲載すること。

ク. 投稿内容は、投稿前に本市担当者の確認を受けること。このため、遅くとも投稿予定日の3営業日前(投稿日を含む)には投稿原稿を提出すること。

②投稿の回数

ア. 投稿は、週1回以上行うものとするが、提案内容によってはこの限りではない。

イ. 投稿は、フォロワーやユーザーが閲覧しやすい曜日や時間帯を考慮して行うこと。

ウ. 暮らしき移住定住推進室公式フェイスブックと連動させて、インスタグラムへの投稿と同時にフェイスブックへ投稿すること。

③# (ハッシュタグ)

ア. 記事には、ターゲットとなる年代層と移住検討者に対して情報発信することを前提として、拡散やフォロワーの増加に効果的な# (ハッシュタグ) を用いること。

イ. 投稿する記事には、次の# を必ずつけて投稿すること。それ以外の# は、投稿する内容によって効果的であると考えられる# (オリジナルを含む) を提案すること。

【#暮らしきで暮らす/#岡山県/#倉敷市/#Uターン/#Iターン/#Jターン/#移住】

(3) アカウントの認知度の向上

広告の配信やキャンペーンの実施など、アカウントの認知度向上を図る取り組みを行うこと。

(4) その他効果的な取り組み

上記のほか、本業務の目的を達成するため、効果的と考えられる取り組みを提案し、実施すること。

(5) 成果物の納品

本業務の完了時には、次に示す成果物を納品すること。

- ①本業務で作成・使用した記事、写真データ、ロゴ、イラスト等
- ②効果の検証データ

5 基準値と目標値

本業務実施にあたり、基準となる値を次のとおり設定する。また、基準値に対して、提案者が設定する目標値を企画提案書内に分かりやすく明記すること。ただし、基準値及び目標値に達しなかったとしても、受託者の不利益はないものとする。(誠実な履行が認められない場合を除く。)

- (1) 県外在住のフォロワー数 150人増加。
- (2) 1投稿当たりのエンゲージメント率 8%以上(分母：リーチ数)。

6 効果測定・定期報告

(1) 分析ツール等を活用し、投稿毎の効果測定と報告を定期的に行うこと。報告項目は、次の内容を含むものとする。(報告頻度は、市と協議して決定するが、毎月～2か月毎を想定している。)

- ・投稿件数
- ・フォロワー数や閲覧数(地域の割合、月ごとの推移)
- ・エンゲージメント数とその内訳
- ・コメント数及び主な内容
- ・広告を行う場合、その内容や効果
- ・フォロワー獲得や閲覧数を増やす施策の実績、効果、分析、評価(年度末のみ)

※自由提案による内容があれば、同様に効果測定及び報告を行うこと。

(2) その他、本業務の実施にあたり受託者が必要であると判断した内容について報告、助言、提案等を行うこと。

7 業務体制について

本業務実施にあたり、責任者及び実務担当者1名以上を置くこと。

8 委託の条件

- (1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (4) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

9 著作権等

- (1) コンテンツの著作権は、原則としてすべて倉敷市に帰属するものとする。コンテンツは次年度以降の広報等で二次利用することがある。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

10 企画提案書の遵守

- (1) 受託者は、倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務委託契約書（以下「本契約書」という。）に規定するもののほか、「倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び当該公募に係る受託者の「企画提案」に従ってこの業務を実施するものとする。ただし、本市と受託者が協議のうえ双方の同意が得られれば企画提案の内容と異なる場合がある。
- (2) 本市と受託者が合意した場合を除き、本契約書、実施要領及び受託者の企画提案の間に矛盾や齟齬がある場合は、本契約書、実施要領、受託者の企画提案の順にその解釈を優先するものとする。

11 その他

受託者は、当該委託業務の遂行方法に際しては、倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。